

今月のなるほど

特別支援学校 新学習指導要領について ～改訂のポイントと留意事項～

平成 29 年 3 月に新学習指導要領が告示され、小学校（特別支援学校小学部）では平成 32 年度（2020 年度）から、中学校（特別支援学校中学部）では、平成 33 年度（2021 年度）から全面実施となります。小学校・中学校のいずれにおいても平成 30 年度から移行期間となります。

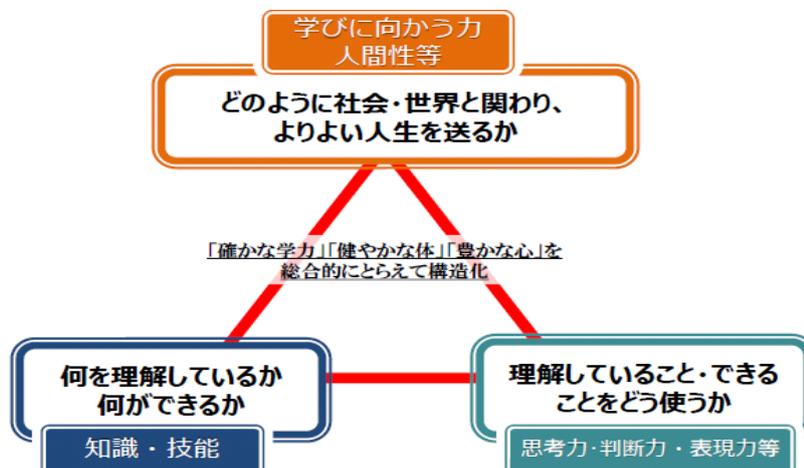
今後の学習指導要領改定スケジュール

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
幼稚園 幼稚園部	周知徹底	30 年度～全面実施				
小学校 小学部	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給		使用開始	32 年度～全面実施	
中学校 中学部	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給			使用開始	33 年度～全面実施
高等学校 高等部	改訂	周知徹底	先行実施 教科書検定 採択・供給			使用開始 34 年度～全面実施

1 改訂の基本的な考え方

- (1) 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力^{※1}、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善^{※2}、各学校におけるカリキュラム・マネジメント^{※3}の確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- (2) 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- (3) 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

※1 育成を目指す資質・能力



※2 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善

- 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で授業改善を進める。
- 各教科等において行われている言語活動、観察・実験、問題解決的な学習などの学習活動の質を向上させることを主眼とする。
- 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていく。
- 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になる。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する。

※3 カリキュラム・マネジメント

児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

2 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 総則の枠組み

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 何ができるようになるのか

第3節 教育課程の編成 何を学ぶのか

第4節 教育課程の実施と学習評価 どのように学ぶか、何が身についた

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援 子供一人一人の発達をどのように支援するか

第6節 学校運営上の留意事項 実現するために何が必要か

第7節 道徳教育に関する教育課程の取扱い

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

3 教育内容等の主な改善事項

(1) 学びの連続性を重視した対応

- ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について基本的な考え方を規定。
- ・知的障害のある子供のための各教科等の目標や内容について整理。

(2) 一人一人に応じた指導の充実の充実

- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、指導上の配慮事項とICT機器の活用の充実について規定。
- ・自立活動の内容^{※4}として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

(3) 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・カリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- ・幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- ・生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- ・障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- ・日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

※ 4 自立活動の内容 6 区分 27 項目	
1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。
● 「1 健康の保持」の区分に (4)の項目を新設。 ● 「4 環境の把握」の区分の (2)と(4)の項目を改訂（下線部分）。	

4 小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（今後改訂予定）において、以下の通り、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画の作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

上記のほか、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、高等学校学習指導要領において、次の点を提言。

- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

5 移行措置の概要

(1) 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間は、小学部は平成30、31年度、中学部は平成30～32年度である。
- 積極的に新学習指導要領による取組ができるよう特例を設ける。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導する。

(2) 移行措置の内容

教科等ごとの取扱い

① 総則、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

→平成30年度から新学習指導要領による。

- 小学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童及び知的障害者である児童）
- 中学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒及び知的障害者である生徒）

②教科に関する取扱い

- 小学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童）

→全ての教科において、平成30年度から新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び小学校の新学習指導要領及びその移行措置による。

- 小学部（知的障害者である児童）
→平成30年度から全部または一部を新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領によることができる。
- 中学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒）
→全ての教科において、平成30年度から新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び中学校の新学習指導要領及びその移行措置による。
- 中学部（知的障害者である生徒）
→平成 30 年度から全部または一部を新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領によることができる。

③道徳及び特別の教科道徳

- 小学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童及び知的障害者である児童）
→平成30 年度から新学習指導要領による。
- 中学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である生徒及び知的障害者である児童）
→平成31年度から新学習指導要領による（平成30 年度は先行可能）。

④外国語活動

- 小学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱である児童）
→平成30年度から実施。新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある障害への配慮事項及び小学校の新学習指導要領及びその移行措置による。
- 小学部（知的障害者である児童）
→平成30年度から新たに外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。
外国語活動を加えて教育課程を編成する場合、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領による。

小学部（知的障害者である児童）の総授業時数

平成30、31年度における総授業時数を、下表に定める総授業時数とすることを標準とし、第3学年から第6学年までにおいて、外国語活動の授業時数の取扱いに応じて、総授業時数から15 までの範囲内で時数を減じることができる。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
総授業時数	850	910	960	995	995	995

※この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

(2) 移行期間中における学習評価の取扱い

- 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学部・中学部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。
- 移行期間における小学部の外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおり。
 - 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童 第3・4学年
 - 知的障害者である児童 第3～6学年
 - 総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述する。
 - 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である児童 第5・6学年
 - 引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。
 - 引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わない。